

教育文化常任委員会

令和5年10月23日（月）

教育文化常任委員会

定例会名 令和5年第3回定例会
招集日時 令和5年10月23日(月) 午後2時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委員 長	伊藤 裕一
副委員 長	高嶋 基樹
委員	杉森 弘之
〃	藤田 尚美
〃	甲斐 徳之助
〃	大森 和夫
〃	水梨 伸晃

欠席委員 なし

出席説明員

教育部 長	吉田 茂男
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉田 充生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高橋 頼輝
学校教育課長	北島 道夫

議会事務局出席者

書 記	澤城 裕介
書 記	椎名 紗央里

令和5年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育文化常任委員会

議案第 65号 物品購入契約の締結について

意見書案第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

午後 1 時 5 9 分開会

○伊藤委員長 皆様、こんにちは。

定刻より少し早いですが、おそろいでありますので、ただいまから教育文化常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、教育部長、教育委員会次長兼教育企画課長、教育委員会次長兼スポーツ推進課長、学校教育課長であります。書記として、澤城さん、椎名さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 6 5 号 物品購入契約の締結について

意見書案第 5 号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

以上 2 件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第 6 5 号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

議案第 6 5 号について、提案者の説明を求めます。学校教育課長。

○北島学校教育課長 学校教育課の北島です。よろしく願いいたします。

それでは議案第 6 5 号、物品購入契約の締結について御説明いたします。

本件は、G I G A スクールで導入したタブレット端末で使用しているソフトウェアライセンスの購入につきまして、物品購入契約を締結するものでございます。

去る 8 月 3 0 日に指名競争入札を執行し、山野井商事株式会社が 6, 3 5 6 万 6, 3 0 5 円で落札したものであり、物品購入契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

購入の概要といたしましては、2 ページ目の資料にございますような授業支援ソフト、フィルタリング及びウイルス対策ソフト、それと学習支援ソフトになりまして、ライセンスの数は予備機を含めて、児童生徒及び教職員分 7, 3 3 5 ライセンス、期間は令和 5 年 1 1 月から令和 6 年 1 0 月までとなります。

以上でございます。

○伊藤委員長 これより議案第 6 5 号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 質問よろしく願いします。

まず 3 点あります。購入契約の際に、辞退会社と無効会社があるんですけども、これはどういう理由でこうなったのか教えてください。

それと、契約が 1 年だと思われるんですけども、その後どういうふうな対応をされていくのか、方針なのか教えていただきたい。

3 点目として、G I G A スクール関連、今後、市として大きく発生するものが想定されている

のかどうなのか、何があるのか、ないのか。お答えいただければと思います。

以上3点です。

○伊藤委員長 学校教育課長。

○北島学校教育課長 甲斐委員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、業者の辞退、無効につきましては、今回6者のほうの参加がございまして、辞退については当日の辞退ということなんです、すみません、理由についてはちょっと確認していないところでございます。無効につきましては、こちらは予定価格を超えての札入れだったというふうに聞いております。

2点目の、今回1年契約のその後の対応ということなんです、まず、今回のソフトウェアの更新については、タブレットのリースが5年の中で、3年間という形になっております。ですので、残り2年分、タブレットが5年の中でソフトウェアを使い続けるということになりますので、追加分として購入するというところで考えておまして、今年度ソフトウェアライセンスを購入というのは、来年度につきましても同じようにライセンスの購入というところで考えているところでございます。

それと、GIGAスクールの今後の考え方というところなんです、まず、タブレットが令和2年のGIGAスクール構想の下にタブレットを導入いたしまして、まずは5年間という形でソフトウェアのライセンスのほうもつけながら、パソコン、子供たちがこれまで文房具のように使ってきたというところが3年間続いてきまして、子供たちが学習の中で以前よりもそういったタブレットとかパソコンを活用するというふうに慣れてきているところでございます。ですので、一つの節目としてはタブレットの5年というところがありますが、今後も、これまでそういった子供たちが学習の中でタブレットを使っているというところもございまして、文科省のほうも引き続き概算要求、新聞等の報道でもございまして、継続していくというところもございまして、その下で1人1台を有効活用して児童、生徒の興味や関心というものをICTの中で一人一人の学びの質を高めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 再質問なんですけれども、まず1点目は、辞退した方が当日ということだったので理由を聞いていないということだったんですけれども、それは何か聞いていない理由があるのかどうなのか、そういうルールなのかちょっと確認しておきたいと思います。

あと、3点目なんですけれども、方向性はお話しされたとおりでございますけれども、私、お聞きしたいのは、言い方が悪かったのかもしれないんですけれども、今後、大きく予算等が市で想定し得るものというものが御説明がなかったのかなというので、その辺が想定があるのであれば、なければならないであれなんですけれども。

それと、その中で決算でもちょっとお声が出ていたんですけれども、学校じゃない、自宅に帰ったときの要はWi-Fiですよ、Wi-Fiとかの環境で、家で使うのが全くないというのであればそれで終わりなんです、そういうものに対しての対応もちょっと併せて教えてもらえ

ばと思います。3つになっちゃいました。お願いします。

○伊藤委員長 学校教育課長。

○北島学校教育課長 すみません、当日の辞退等については、聞いているところでは札の記載に辞退というところが書かれて札入れされていたということで、特に理由をその場で確認まではしなかったというところ……いや、ルール等については必ず確認しなければいけないというところ、ちょっとその辺りはすみません、承知していないんですが、当日の札を見て辞退というふうなことだったので、そのまま辞退という形で終了しているというところでございます。

それと、2点目の今後の予算等につきましては、まず、今回ソフトウェアの購入というのが来年度も引き続きございまして、そのほかにはタブレットの物損補償、こういったところの経費もまた引き続き来年の部分も予算化して出てくるところでございますし、あとは、タブレットについては5年間という形で債務負担を組んでおりますので、毎年毎年定額がかかってくるわけなんですけど、特に今後その5年間の中で大きな金額が新たに発生するというところについては今のところ予定はしておりません。

以上でございます。

すみません、それとWi-Fiですね。Wi-Fiのほうにつきましては、さきの一般質問でもちょっとお答えさせていただいているところもあるんですが、特に御家庭で入れるところについては、学習以外、そういったところの活用もございまして、全ての方にWi-Fi環境を整えるということではなく、要保護、準要保護、そういった世帯に対しては就学のそういった支援というところでWi-Fi上の整備、上限としては1万4,000円ほど支援をしているところなんですけど、そういった御家庭でのWi-Fi環境の支援というのはそういったところで続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 入札の件ですが、入札のその場の最初の説明でも申し上げるんですけども、辞退する場合には辞退というふうに書いてくださいと、その代わり、辞退と書いてもその業者に対して利益も不利益もありませんからということは申し上げるので、辞退の理由というのは必ず聞くということはないようです。なので、ちょっと分からない場合にはそれだけということになります。

以上です。

○伊藤委員長 このほかに、質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 以上で、議案第65号についての質疑及び意見を終結いたします。

以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第65号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○伊藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

次に、意見書案第5号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出についてを議題といたします。

これより、意見書案第5号に対する意見を行います。意見のある方は御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 以上で、意見書案第5号についての意見を終結いたします。

続いて、意見書案第5号についての討論を行います。ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第5号につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第5号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○伊藤委員長 挙手多数であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

令和5年第2回定例会から本委員会の継続調査事項となっております、公共施設についてを引き続き本委員会の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、公共施設についてを本委員会の閉会中の継続調査事項とすることに決し、議長宛て閉会中の継続調査の申出をいたします。

それでは、最後にお諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして教育文化常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時13分閉会